

「職場適応援助者助成金」のご案内 ～訪問型職場適応援助者による支援～

「職場適応援助者助成金」のうち訪問型職場適応援助者による支援は、企業に雇用される障害者に対して、訪問型職場適応援助者による支援を提供する法人に助成するものです。

訪問型職場適応援助者による支援を実施した法人に対して支給します

以下の対象労働者の職場適応のために、地域センター※1が作成または承認する支援計画で必要と認められた支援を、訪問型職場適応援助者に無償で行わせた法人に対して助成金を支給します。

※1 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 地域障害者職業センター

対象障害者

次の(1)～(4)のすべてに当てはまる方

(1) 次のいずれかに当てはまる方

- | | | |
|--|-------------|---------------|
| ① 身体障害者 | ② 知的障害者 | ③ 精神障害者 |
| ④ 発達障害者 | ⑤ 難治性疾患のある方 | ⑥ 高次脳機能障害のある方 |
| ⑦ ①～⑥以外の障害者であって、地域センターが作成する職業リハビリテーション計画で、訪問型職場適応援助者による支援が必要であると認められる方 | | |

(2) 次のいずれかに当てはまる方

- ① 常用雇用労働者（1年超の雇用が見込まれる雇用保険被保険者等）である方※2
② 支援計画の開始日から2ヶ月以内に常用雇用労働者として雇い入れられることが確実な方※2

(3) 当該対象障害者のための支援計画※3がある方

(4) 本助成金のうち企業在籍型職場適応援助者による支援対象者として現に支援されていない方

※2 (2) の外、精神障害者であって、1週間の所定労働時間が15時間以上の方を含みます。

※3 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所の利用者としての就労を継続するための支援に関する支援計画は除きます。

支給対象となる訪問型職場適応援助者による支援内容

支援計画に記載された対象障害者の職場適応を図るために①～⑧の支援

- | | | |
|---|----------------|-----------------|
| ① 支援計画書の策定※4 | ② 支援総合記録票の策定※5 | ③ 支援対象労働者に対する支援 |
| ④ 支援対象事業主に対する支援 | ⑤ 家族に対する支援 | ⑥ 精神障害者の状況確認 |
| ⑦ 地域センターが開催するケース会議への出席 | | |
| ⑧ その他の支援（地域センターが、職業リハビリテーション計画に基づき必要と認めた支援） | | |

※4 事業主が支援計画書を作成する場合、支給対象となる活動日数の上限は4日間※6で、少なくとも1日は支援対象事業所を訪問する必要があります。地域センターが支援計画書を作成する場合、支給対象となる活動日数の上限は2日間※6です。

※5 事業主が支援総合記録票を作成する場合、支給対象となる活動日数の上限は1日間※6です。

※6 4時間未満の支援の場合は、1／2日として取扱います。

支給額

◆支援計画に基づいて支援を行った期間※7を対象として、申請事業所（雇用保険適用事業所）ごとに初めて実施する支援の開始日から6か月ごとに支給します。

◆支給額は①と②の合計です。

① 支援計画に基づいて支援を行った日数に、以下の日額単価を掛けて算出された額

- ・ 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間以上の日 16,000円
(ただし、精神障害者への支援を行った場合は3時間以上の日 16,000円)
- ・ 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間未満の日 8,000円
(ただし、精神障害者への支援を行った場合は3時間未満の日 8,000円)

② 訪問型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

※7 最長で1年8か月（対象障害者が精神障害者の場合は最長で2年8か月）です。

(裏面へ)

訪問型職場適応援助者とは、次のすべてに該当する方をいいます

- ◆ 訪問型職場適応援助者養成研修など^{※8}の修了者であること
- ◆ 障害者のための就労支援の業務経験が1年以上ある方
- ◆ 支援を実施する際に、労働災害に対応できる傷害保険などに加入していること
- ◆ 国など^{※9}の委託事業費または補助金等から人件費の全部が支払われていないこと

※8 該当する養成研修については、厚生労働省HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/shougaishakouyou/06a.html)
にてご確認ください。

※9 国、地方公共団体、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）別表第2に記載される特殊法人を指します。

次のすべてに該当する法人が助成金を受給できます

- ◆ 次の①～④のいずれかに該当する障害者の就労支援を行う法人であること
 - ① 障害者就業・生活支援センターの指定法人
 - ② 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業を行う法人
 - ③ 障害者総合支援法に基づく就労定着支援事業を行う法人
 - ④ 助成金の受給資格認定申請を行う年度またはその前年度に、支援した障害者の就職件数と職場実習の件数の合計が3件^{※10}以上である法人
- ◆ 地域センターの作成または承認した支援計画に従って、適切に職場適応援助を行うものであること
- ◆ 受給資格認定申請日前5年間に本助成金又は障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）（訪問型職場適応援助者による支援）に係る支給を受けたことがない法人が訪問型職場適応援助者による支援を行う場合は、地域センターが指定する地域センターに配置されている職場適応援助者とともに支援を行うこと
- ◆ 支援の日ごとに、支援内容を記録した支援記録票を作成・保管すること
- ◆ 訪問型職場適応援助者の労働に対する賃金を支払期日までに支払っていること
- ◆ 訪問型職場適応援助者の出勤状況や賃金の支払状況などを明らかにする書類^{※11}を整備・保管していること

※10 同一の方に係る就職と職場実習については1と数えます。

※11 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など

受給手続き

この助成金を受給しようとする事業主は、次の①～②の順に受給手続きをしてください。

① 受給資格認定申請

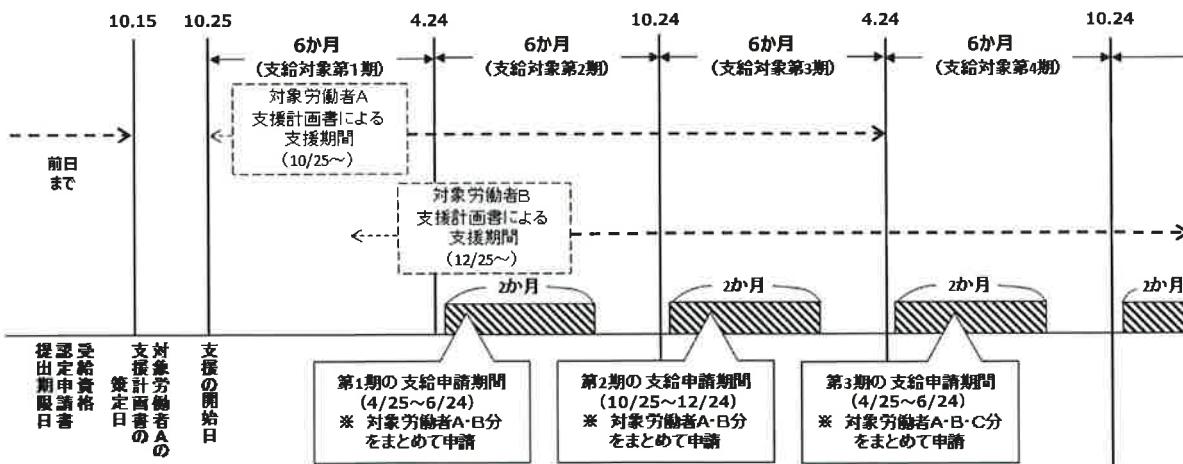
助成金の対象となる支援を実施する予定がある場合は、初めて支援計画書の策定を行う日^{※12}の前日までに、「受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、申請事業所の所在地を管轄する都道府県支部へ提出してください。

※12 支援計画書の策定を実施しない場合は、支援計画の開始日

② 支給申請

6か月ごとの支給対象期ごとに、それぞれの支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請を行った都道府県支部へ提出してください。

<参考：受給手続きの流れ> 【10月25日に申請事業所として初めての支援を開始する場合】



詳しくは、都道府県支部にお問い合わせください。

事業主の皆さんへ

「職場適応援助者助成金」のご案内 ～企業在籍型職場適応援助者による支援～

「職場適応援助者助成金」のうち企業在籍型職場適応援助者による支援は、職場適応援助者による支援体制の社内整備を進める事業主が、自社で雇用する障害者に対して、企業在籍型職場適応援助者を配置して、職場適応援助を行わせる場合に助成するものです。

企業在籍型職場適応援助者に支援を実施させた事業主に対して支給します

以下の対象障害者の職場適応のために、地域センター※1が作成または承認する支援計画で必要と認められた支援を企業在籍型職場適応援助者に行わせた場合に、職場適応援助者ごとに申請事業所（雇用保険適用事業所）における支援計画1回に限り、助成金を支給します。

対象障害者

※1 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 地域障害者職業センター

次の(1)～(4)のすべてに当てはまる方

(1) 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ 発達障害者
- ⑤ 難治性疾患のある方
- ⑥ 高次脳機能障害のある方
- ⑦ ①～⑥以外の障害者であって、地域センターが作成する職業リハビリテーション計画のある方

(2) 常用雇用労働者（1年超の雇用が見込まれる雇用保険被保険者等）である方※2

(3) 当該対象障害者のための支援計画※3がある方

(4) 本助成金のうち訪問型職場適応援助者による支援対象者として現に支援されていない方

※2 (2) の外、精神障害者であって、1週間の所定労働時間が15時間以上の方を含みます。

※3 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所の利用者としての就労を継続するための支援に関する支援計画は除きます。

支給対象となる企業在籍型職場適応援助者による支援内容

支援計画に基づく対象障害者の職場適応を図るために①～④の支援

- ① 支援対象障害者と家族に対する支援
- ② 事業所内の職場適応体制の確立に向けた調整
- ③ 関係機関との調整
- ④ その他の支援（地域センターが必要と認めて支援計画に含めた支援）

支給額

◆ 支給額は①と②の合計です。

① 「支給額」に示す対象障害者1人あたりの月額に、支援計画に基づく支援が実施された月数※4を掛けた額

対象障害者		支給額(1人あたり月額)			
障害の種別	雇用形態	中小企業	12万円	中小企業以外	9万円
精神障害者 ※H30.4.1以降の支援から適用	短時間労働者以外の者	中小企業	12万円	中小企業以外	9万円
	短時間労働者※5	中小企業	6万円	中小企業以外	5万円
精神障害者以外	短時間労働者以外の者	中小企業	8万円	中小企業以外	6万円
	短時間労働者※5	中小企業	4万円	中小企業以外	3万円

※4 支給対象期間といい、6ヶ月を上限とします。実施する支援の回数（月平均5回以上）や対象障害者の出勤割合（6割以上）などの条件があります。

※5 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満の労働者をいいます。

② 企業在籍型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6ヶ月以内に、初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

(裏面へ)

企業在籍型職場適応援助者とは、次のすべてに該当する方をいいます

- ◆ 常用雇用労働者であること
- ◆ 企業在籍型職場適応援助者養成研修※6などの修了者であること
- ◆ 企業在籍型職場適応援助者養成研修修了後、初めて支援を行う場合、地域センターが指定する地域センターに配置されている職場適応援助者とともに支援を行うこと
- ◆ 支給対象期間に、本助成金以外※7の支給対象障害者として支援している者の数が2以下であること
- ◆ 本助成金など※8の支給対象障害者として現に支援されている者でないこと
- ◆ 国など※9の委託事業費または補助金等から人件費の全部が支払われていないこと

※6 該当する養成研修については、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/shougaishakouyou/06a.html）にてご確認ください。

※7 障害者介助等助成金（職場支援員の配置の措置）、障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース（職場支援員の配置の措置）、障害者職場適応援助コース（企業在籍型職場適応援助者による支援））を指します。

※8 ※7に、本助成金（訪問型職場適応援助者による支援を含む）、障害者介助等助成金（職場支援員の配置以外）、障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース（訪問型職場適応援助者による支援））を加えたものを指します。

※9 国、地方公共団体、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）別表第2に記載される特殊法人を指します。

次のすべてに該当する事業主が助成金を受給できます

- ◆ 地域センターが作成または承認した支援計画に従って、適切に職場適応援助を行うものであること
- ◆ 支援の日ごとに、支援内容を記録した支援記録票を作成・保管すること
- ◆ 同一の企業在籍型職場適応援助者が行う職場適応援助について、過去に本助成金を受給していないこと
- ◆ 同一の対象障害者について、支援の開始日前の3年間に2回（精神障害者の場合は3回）以上、本助成金を受給していないこと
- ◆ 支給対象期間に対象障害者と企業在籍型職場適応援助者の労働に対する賃金を支払期日までに支払っていること
- ◆ 対象障害者や企業在籍型職場適応援助者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類※10を整備・保管していること
- ◆ 支給対象期間の末日までの間に、対象障害者または企業在籍型職場適応援助者を、事業主都合により離職（解雇、勧奨退職、事業縮小や賃金大幅低下、事業所移転等による正当自己都合離職など）させていないこと

※10 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など

受給手続

この助成金を受給しようとする事業主は、次の①～②の順に受給手続きをしてください。

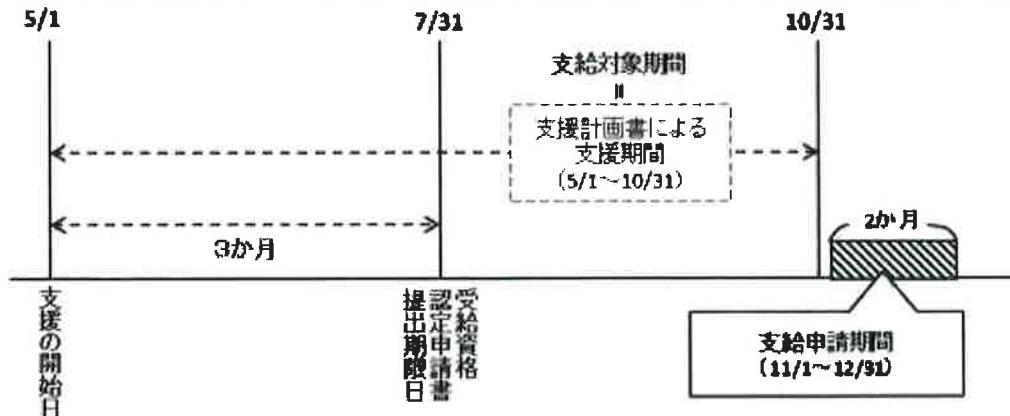
①受給資格認定申請

支援計画の開始日から3か月以内に、「受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、申請事業所の所在地を管轄する都道府県支部に提出してください。

②支給申請

支給対象期間の末日の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請を行った都道府県支部に提出してください。

＜参考：受給手続きの流れ＞【5月1日に支援を開始し、6か月間の支援を行った場合】



詳しくは、都道府県支部にお問い合わせください。